

公立大学法人山梨県立大学役員退職手当規程

(平成22年4月1日制定 法人3102号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長及び理事（非常勤の者を除く。以下「役員」という。）に対する退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職し、又は解任されたときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に支給する。ただし、役員が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第2号及び第3項の規定により解任された場合は、退職手当を支給しない。

2 退職手当は、法令等に基づき控除すべき金額がある場合には、役員に支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、退職（解任及び死亡を含む。以下同じ。）した日におけるその者の年俸（公立大学法人山梨県立大学役員報酬規程（以下「役員報酬規程」という。）第2条第1項に規定する年俸をいう。以下同じ。）の額に100分の9の割合を乗じて得た額に100分の87の調整率を乗じて得た額を12で除して得た額に、在職期間の月数を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する退職手当の額は、その者の業務実績を勘案してこれを増額し、又は減額することができる。

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算は、役員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

(役員と山梨県職員との間における退職手当の特例)

第5条 山梨県職員（山梨県職員の退職手当に関する条例（昭和29年山梨県条例第3号。以下「退職手当条例」という。）第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）が、任命権者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職手当を支給されずに山梨県を退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の山梨県職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて山梨県職員となった場合においては、第2条の規定にかかわらず、この規程による退職手当は支給しない。

3 第1項の規定に該当する役員（理事長を除く。以下この項及び次条において同じ。）が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、当該退職の日に山梨県職員に復帰し山梨県職員として退職したものと仮定した場合の退職手当条例を適用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、当該退職の日における山梨県職員としての給料月額については、第1項の規定に該当する役員となるため退職した日における山梨県職員としての給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し理事長が別に定めるものとし、当該役員としての在職期間については、退職手当条例第7条第1項に規定する在職期間を含むものとする。

(役員と教職員との間における退職手当の特例)

第6条 教職員（公立大学法人山梨県立大学教職員就業規則第3条に規定する常勤の教職員をいう。以下同じ。）が、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の教職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 役員が、引き続いて法人の教職員となった場合には、この規程による退職手当は支給しない。

3 第1項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合を除

く。)における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、役員としての引き続きの在職期間を公立大学法人山梨県立大学教職員退職手当規程(以下「教職員退職手当規程」という。)第16条に規定する在職期間とみなし、同規程を適用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、当該退職の日における給料月額については、第1項の規定に該当する役員となった日の前日における給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間を勘案し理事長が別に定めるものとする。

(再任の場合の取扱い)

第7条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときの在職期間については引き継がないものとし、それぞれの任期ごとに退職手当を支給するものとする。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員(理事長を除く。)に任命されたときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条及び前条に規定する役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職に任命されたときは、在職期間を引き継ぐものとし、退職手当は支給しない。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員(理事長を除く。)に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 第2条に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位については、教職員退職手当規程第3条の規定を準用する。

(退職手当の支給制限及び返納)

第9条 役員退職手当の支給制限及び返納の取扱いについては、教職員退職手当規程第20条から第25条の規定を準用する。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、別に定める場合を除き、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、役員退職手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(特例措置)

2 平成23年10月1日から平成27年3月31日までの間において、役員が退職したときの退職手当の算定の基礎となる年俸の額は、役員報酬規程附則第2項から第7項までに規定する特例の適用を受けなかった場合の年俸の額とする。

3 平成23年10月1日から平成27年3月31日までの間において、役員報酬規程第4条第1項に規定する役員が退職したときの退職手当の算定の基礎となる給料月額は、当該役員が引き続いて教職員であって公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程附則第8項に規定する特例の適用を受けなかった場合の給料月額を基礎として決定した額とする。

4 平成23年10月1日から平成27年3月31日までの間において、役員報酬規程第4条第2項に規定する役員が退職したときの退職手当の算定の基礎となる給料月額は、当該役員が引き続いて山梨県職員であって山梨県職員等の給与の特例に関する条例(平成17年山梨県条例第105号)第1条に規定する特例の適用を受けなかった場合の給料月額を基礎として決定した額とする。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年3月6日から施行する。